社会福祉法人藤崎台童園事務委任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤崎台童園定款第26条に規定する理事長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定め、事務処理の合理化、効率化に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
- (1) 決裁

理事長、又は理事長の権限に属する事務の委任を受けた常務理事又は施設長が、 その権限に属する事務について、最終的に意思決定を行うことをいう。

(2) 専決

常務理事又は施設長(以下「専決者」という。)が、あらかじめ定められた範囲の事務について、常時理事長に代わって決裁することをいう。

(3) 代決

理事長又は常務理事に事故あるとき、又は不在のときに、その者に代わって臨 時に決裁することをいう。

(専決)

第3条 理事長は、理事長の権限に属する事務のうち別表に掲げる事務を常務理事又 は施設長に委任することができる。

(専決の制限)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、理事長の決裁を 受けなければならない。
- (1) 特に重要であると認められるとき
- (2) 異例に属し、又は将来重要な先例になると認められるとき
- (3) 疑義があり、又は現に紛議が生じ、もしくは将来その原因となる恐れがあると認められるとき
- (4) その他、理事長が承知しておく必要があると認められるとき

(専決後の報告)

第5条 専決者は、必要があると認めるときは、専決した事項について、その内容を 理事長に報告しなければならない。

(代決)

- 第6条 理事長に事故あるとき、又は不在のときは、常務理事が代決することができる。また、常務理事に事故あるとき、又は不在のときは、施設長が代決することができる。
- 2 代決は、緊急を要する事項、又はあらかじめ上司から指示を受けた事項に限るものとし、濫用してはならない。

(代決後の報告)

第7条 代決を行った者は、代決した事項について、代決後速やかに上司に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年1月20日から施行する。

別表

理事長専決規程	理事長決裁事項	常務理事専決事項	施設長専決事項
第2条			
第1号	施設長の任免その他		
	重要な人事を除く職		
	員の任免		
第2号		職員の日常の労務管	時間外勤務、休暇の承
		理・福利厚生に関する	認に関すること
		こと(時間外勤務、休	
		暇の承認を除く)	
第3号		債権の免除・効力の変更	
		のうち、当該処分が法人	
		に有利と認められるも	
		の、その他やむを得ない	
		特別の理由があると認め	
		られるもの(法人運営に	
		多大の影響を与えるもの	
		を除く)	
第4号	設備資金の借入に係		
	る契約であって予算		
	の範囲内のもの		
第5号	契約の種類に応じ、予		
	定価格が次の範囲の		
	契約		
	ア 工事又は製造の		
	請負の契約		
	250 万以下の契		
	約		
	イ 食料品・物品等		
	の買入れの契約		
	160 万円以下の		
	契約		
	ウ その他の契約		
	100 万円以下の契約		
第6号	基本財産以外の固定		
,,, - ,	資産の取得及び改良		
	等のための支出並び		
	にこれらの処分		
第7号	損傷その他の理由に		
· · · · ·	より不要となった物		
	品又は修理を加えて		
	も使用に耐えないと		
	認められる物品の売		
	却及び廃棄		
	却及び廃棄		

理事長専決規程	理事長決裁事項	常務理事専決事項	施設長専決事項
第2条			, <u> </u>
第8号	予算の流用及び予算		
	上の予備費の支出		
第9号		施設長専決事項を除く	施設拠点区分における
		予算の範囲内での収入	予算の範囲内での 1 件
		及び支出	100 万円以下の収入及
			び支出
第 10 号			入所者・利用者の日常
			の処遇に関すること
第 11 号			入所者の預り金及び児
			童手当その他の給付金
			並びに小遣い銭の日常
			の管理に関すること
第 12 号	寄附金の受入れに関		
	する決定		
第 13 号		施設の第三者評価に関	施設の自己評価に関す
		すること	ること
第 14 号		規程に基づく職員給与	
		及び役員報酬等の支給	
		に関すること	
第 15 号		職員の募集、採用並び	
		に雇用契約の更新等に	
		関すること	
第 16 号		職員の退職及び退職手	
		当に関すること	
第 17 号		役職員の表彰に関する	
第 18 号		施設長を含む役員の旅	施設長以外の職員の旅
		費及び出張命令・復命	費及び出張命令・復命
		に関すること	に関すること
第 19 号		施設長の服務に関する	施設長以外の職員の服
			務に関すること
第 20 号		職員の育児休業、介護	
		休業、産前産後休業、	
		労務災害に関すること	
第 21 号		保険事故に係る保険金	
		の請求、損害賠償、示	
		談等に関すること	

理事長専決規程	理事長決裁事項	常務理事専決事項	施設長専決事項
第2条			
第 22 号		社会保険、退職共済等	
		の資格の取得、喪失、	
		変更等の手続きに関す	
		ること	
第 23 号		措置費、補助金・交付	
		金等の申請、請求、実	
		績報告等に関すること	
第 24 号		官公署等への重要な申	官公署等への軽易な申
		請、届出、報告、照会、	請、届出、報告、照会、
		回答に関すること	回答に関すること
第 25 号		監督官庁の指導及び監	
		査に関すること	
第 26 号		情報公開及び広報に関	
		すること	
第 27 号			職員研修に関すること
第 28 号			実習生、ボランティア
			の受入れに関すること
第 29 号		苦情解決に関すること	
第 30 号		施設の危機管理に関す	施設の防災・避難訓練、
		ること	防犯訓練等に関するこ
			ک
第 31 号			公用車の管理に関する
			こと
第 32 号			施設設備の安全衛生管
			理及び感染症防止対策
			に関すること
第 33 号	会計月次報告に関す		
	ること		
第 34 号		災害復旧等の緊急やむ	
		を得ない理由による工	
		事の実施、物品の購入	
		等に関すること	